

石井土地区画整理だより

令和6年7月 第33号



■ご挨拶

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、石井土地区画整理事業にご理解・ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

事業完了に向け、今後も関係機関と協議調整を図りながら、事業の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



©坂戸市 2016

■事業の進捗状況（令和5年度末時点）

項 目	実 施 済 累 計	進捗率(%)
仮 換 地 指 定	49.5ha	100.0
街 路 築 造 工 事	18,182.9m	99.1
建 物 移 転	582棟	98.6
保 留 地 処 分	38,240㎡	83.0

■令和6年度予算

令和6年度石井土地区画整理事業特別会計の当初予算総額は、3億4,628万2千円です。

国、県及び市の財政状況は依然厳しい状況にありますが、効率的な事業の推進を図ります。

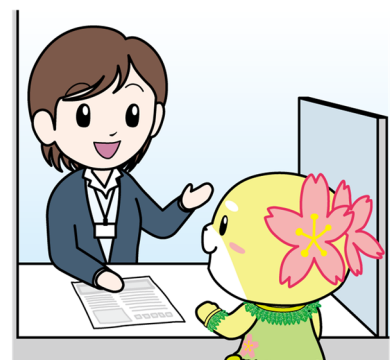
■区画整理課での手続き

下記の場合は、区画整理課で手続きをお願いいたします。

- ・区画整理地内での土地の分筆
- ・区画整理地内での建物の建築
- ・区画整理地内での境界ブロック等の設置
- ・区画整理地内での土地や建物の売買
- ・区画整理地内での相続等による名義変更

※所有する土地、建物につきましては、適正な管理をお願いいたします。

※詳細につきましては、坂戸市ホームページ、若しくは、裏面の問合せ先でご確認ください。



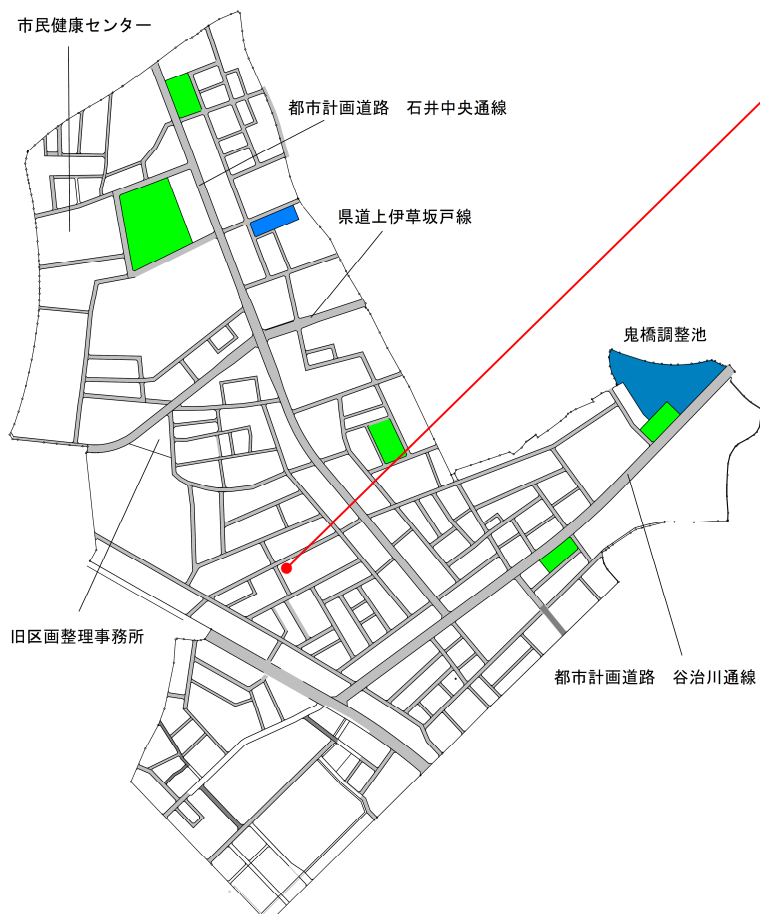
©坂戸市 2016



坂戸市ホームページ

「区画整理事業への許可・証明・届出」

■施行区域図



■宅地（保留地）好評分譲中

石井土地区画整理事業

36街区1、2画地



面積：339平方メートル（102.7坪）

価格：19,662,000円

用途地域：第一種中高層住居専用地域

（建ぺい率60%、容積率200%）

その他：ガス・上下水道利用可能



坂戸市ホームページ

「令和5年度石井土地区画整理地内の保留地分譲の案内（随意契約）」

■清算金について

○清算金とは？

従前の土地と換地の間に生じる評価上の不均衡を是正するために徴収（清算金を支払う）、交付（清算金を受け取る）される金銭のことです。換地の状況により一概には言えませんが、減歩が多いと交付となり、減歩が少ないと徴収になります。

○いつ支払うの？（受け取れるの？）

石井土地区画整理事業すべての工事が完了し、換地処分のお知らせにより換地の権利、清算金の額が確定し、清算金の徴収、交付を開始します。現在の事業計画ですと、令和9年ごろを予定しております。

○金額はどのくらい？

従前地と換地の評価の差を指数により算出します。これに指数1個当たりの単価を定めて金額に換算しますが、単価を決定するのは石井地区のすべての工事終了時点（換地処分の1年程度前）となります。

○支払方法は？

一括で支払う方法と、清算金の金額により最大5年以内の分割で支払う方法があります。

※詳しくは、区画整理課窓口へお越しいただき、ご確認ください。個人情報のため、電話での説明は出来かねます。

■お知らせ

組織改正により、区画整理事務所は令和5年4月1日から坂戸市役所本庁舎2階に移転し、名称を区画整理課に変更しました。

今後のご連絡は、右記の問合せ先へお願いします。

■問合せ

坂戸市役所区画整理課

〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1

電話 049-283-1331（内線504）

FAX 049-283-1685